改正育児・介護休業法
次世代育成支援対策推進法

動画で解説します！

新しい解説動画公開しました！

愛知労働局

New!!

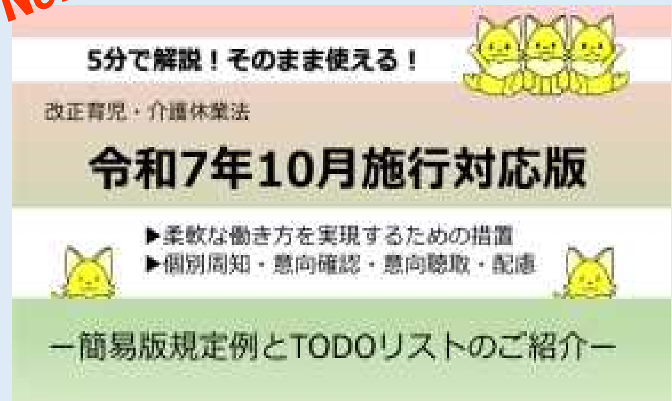

New!!

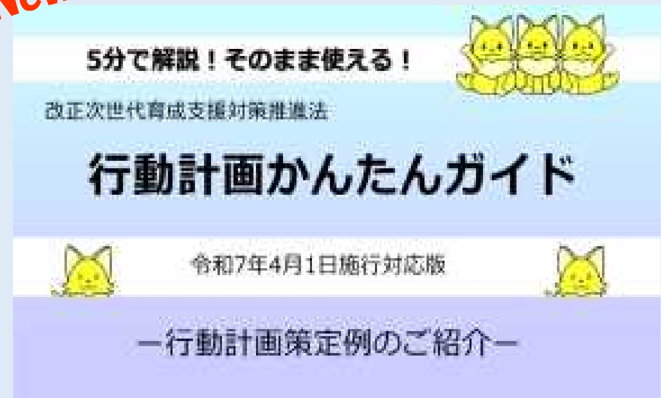

1回10分！
テーマ別！

ご案内

育児編

介護編

次世代法編

柔軟な
働き方編

＼動画はこちらから／

〈配信内容〉

1．テーマ別動画のご案内
2．令和7年4月1日施行～育児関係編～
3．令和7年4月1日施行～介護関係編～
4．令和7年4月1日施行～次世代法編～
5．令和7年10月1日施行～柔軟な働き方編～
6．令和7年10月1日施行対応版　**New!!**
7．行動計画かんたんガイド　**New!!**

この他にも随時情報を掲載します。
ぜひご覧ください！

チャンネル登録お願いします！

＜愛知労働局　雇用環境・均等部　指導課＞
052-857-0312　R7.4作成

改正育児・介護休業法のポイント

★令和7年10月1日から施行されます★

〇柔軟な働き方を実現するための措置等

(1)柔軟な働き方を実現するための措置

3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対し、事業主は①～⑤のうち2つ以上の措置を講ずる必要があります。

①始業時刻等の変更②テレワーク等の導入（10日以上/月）③保育施設の設置運営等
④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）⑤短時間勤務制度

(2)柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、事業主は子が3歳になるまでの適切な時期に、(1)で選択した制度（対象措置）に関して、周知と制度利用の意向の確認を個別に行う必要があります。

〇仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1)仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取

事業主は、従業員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時や、従業員の子が3歳になるまでの適切な時期に意向聴取を行う必要があります。

(2)聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、意向聴取した従業員の就業条件を定めるに当たっては、個別聴取した従業員の意向について、自社の状況に応じて配慮する必要があります。

★令和7年4月1日から施行されています★

〇子の看護休暇の見直し・介護休暇の取得要件の緩和

＜子の看護休暇＞

- 対象となる子の範囲の拡大：小学校第3学年修了まで
- 取得事由の拡大： 感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式
- 労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の撤廃
- 名称変更：子の看護等休暇

＜介護休暇＞

- 労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の撤廃

〇育児のための所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

小学校就学前の子を養育する労働者へ拡大

〇育児のための所定労働時間の短縮措置の代替措置追加

テレワーク等の措置を追加

〇育児・介護のためのテレワーク導入を努力義務化

〇育児休業等取得状況の公表義務適用拡大

常時雇用する労働者数300人超の事業主へ拡大

〇介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認等の措置

事業主は(1)～(3)の措置を講ずる必要があります。

(1) 介護休業、介護両立支援制度等を利用しやすい雇用環境整備
(2) 介護離職防止のための個別周知・意向確認
(3) 介護に直面する前の早い段階での情報提供

令和７年度両立支援等助成金のご案内

両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続等については、厚生労働省ＨＰをご参照いただくか、愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（052-857-0313）へお問い合わせください。

両立支援等助成金　厚生労働省　検索

独立行政法人 労働者健康安全機構

愛知産業保健総合支援センター

〒461-0005
名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル2階
TEL 052-950-5375 FAX 052-950-5377

ご利用時間 午前8時30分～午後5時15分
（毎週土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

ご利用はホームページが便利です

愛知産業保健総合支援センター
https://www.aichis.johas.go.jp

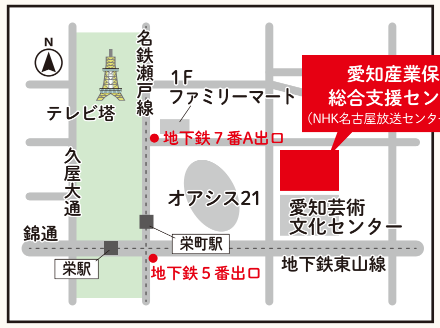

- 地下鉄東山線・名城線「栄駅」より徒歩５分
- 名鉄瀬戸線「栄町駅」より徒歩3分
- 栄バスターミナル（オアシス21）より徒歩3分

地域窓口（地域産業保健センター）

センター名	住所	電話	FAX	対象地域	監督署
名古屋北 地域産業保健センター	名古屋市東区葵1-4-38 名古屋市医師会館内	(052) 979-2303	(052) 979-2305	東区・北区・中区・守山区	名古屋北
名古屋東 地域産業保健センター				千種区・昭和区・瑞穂区・熱田区・緑区・名東区・天白区・豊明市・日進市・愛知郡	名古屋東
名古屋南西 地域産業保健センター				中川区・港区・南区・中村区・西区・清須市・北名古屋市・西春日井郡	名古屋南 名古屋西
一宮 地域産業保健センター	一宮市貴船町3-2 一宮市医師会館内	(0586) 71-7531	(0586) 72-1447	一宮市・稲沢市	一宮
瀬戸 地域産業保健センター	瀬戸市西長根町10 瀬戸旭医師会館内	(0561) 84-1139	(0561) 84-5776	瀬戸市・尾張旭市・長久手市	瀬戸
知多 地域産業保健センター	半田市神田町1-1 半田市医師会健康管理センター内	(0569) 27-8099	(0569) 27-8098	半田市・常滑市・東海市・知多市・大府市・知多郡	半田
春日井・小牧 地域産業保健センター	春日井市鷹来町1-1-1 春日井市総合保健医療センター内	(0568) 82-9900	(0568) 82-8308	春日井市・小牧市	名古屋北
尾張北部 地域産業保健センター	丹羽郡大口町下小口6-122-2 尾北医師会館内	(0587) 95-7020	(0587) 95-7021	江南市・犬山市・岩倉市・丹羽郡	江南
海部津島 地域産業保健センター	津島市藤浪町4-14 津島市医師会休日急病診療所内	(0567) 24-7600	(0567) 25-7522	津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡	津島
東三河 地域産業保健センター	豊橋市中野町字中原100-3 豊橋市医師会館内	(0532) 45-4911	(0532) 46-3656	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・北設楽郡	豊橋
岡崎 地域産業保健センター	岡崎市竜美西1-9-1 岡崎市医師会公衆衛生センター内	(0564) 52-1665	(0564) 52-1665	岡崎市・額田郡	岡崎
刈谷 地域産業保健センター	刈谷市一色町3-5-1 刈谷医師会館内	(0566) 62-5305	(0566) 62-5306	刈谷市・碧南市・安城市・知立市・高浜市	刈谷
豊田加茂 地域産業保健センター	豊田市西山町3-30-1 豊田加茂医師会館内	(0565) 33-2655	(0565) 33-2694	豊田市・みよし市	豊田
西尾 地域産業保健センター	西尾市熊味町小松島32 西尾市保健センター内	(0563) 57-7700	(0563) 57-1851	西尾市	西尾

ご利用日時 地域産業保健センターにより異なりますので、各センターにお問い合わせください。

働く人のこころとからだの健康をサポートします！

ご利用は無料です

独立行政法人
労働者健康安全機構

愛知産業保健総合支援センター

ご案内

厚生労働省所管の法人で、働く人の健康管理のための公的な機関です。
健康で元気に働ける職場づくりをお手伝いします。
産業保健総合支援センター（さんぽセンター）は「産業保健スタッフ向け」に、
地域産業保健センター（地さんぽ）は「小規模事業場向け」に、
様々なサービスを提供しています。

産業保健スタッフ向けサービス

愛知産業保健総合支援センター

事業場で産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行なっています。
※事前のお申し込みが必要です

01 産業保健関係者に対する専門的研修等 集合形式・WEB

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象とした、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。

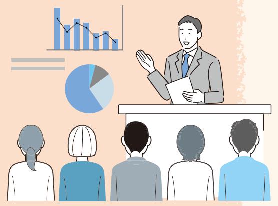

※研修スケジュールは愛知産業保健総合支援センターホームページよりご確認ください。

02 産業保健関係者からの専門的相談対応 窓口・電話・メール等

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフ（産業医・大学教授・労働衛生コンサルタント・弁護士等）が、産業保健に関する様々な問題について相談に応じています。
また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談にも応じます。

03 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

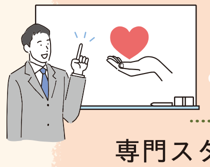

専門スタッフ（産業カウンセラー・社会保険労務士等）が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入、職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行なっています。

04 治療と仕事の両立支援

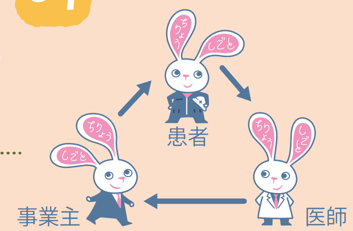

専門スタッフ（社会保険労務士・保健師等）が、がん拠点病院で相談に応じたり、事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業の間の個別調整支援などを行なっています。

05 産業保健に関する情報提供・広報啓発

ホームページ、メールマガジン、情報誌により、産業保健情報をお知らせしています。

※メールマガジンの配信を希望される場合は、愛知産業保健総合支援センターホームページからお申し込みください。

06 事業主・労働者に対する啓発セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーへ講師を派遣します。

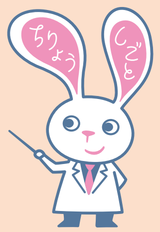

ご利用は無料です

小規模事業場向けサービス

地域窓口（地域産業保健センター）

産業医の選任義務のない労働者50名未満の小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。
※事前のお申し込みが必要です

01 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断の結果、脳・心臓疾患の異常所見があった労働者に対して、医師等が日常生活面での指導を行ないます。
また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師等が相談・指導を行ないます。
※医学的診断を行なうものではありません。

02 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常所見があった労働者に関して、就業措置（通常勤務可、就業制限、要休業）などの健康保持のための対応策について、事業主が医師から意見を聴くことができます。

03 「長時間労働者」や「ストレスチェックに係る高ストレス者」に対する面接指導

「時間外労働が長時間に及ぶ労働者」や「ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者」に対し、医師が面接指導を行ないます。

04 個別訪問による産業保健指導

個別に事業場を訪問し、
- 医師等が、健康診断結果に基づいた健康管理等に関する保健指導や労働者からの健康診断結果等に関する健康相談を行ないます。
- 医師が事務所や作業場等の巡視を行ない、改善が必要な場合には助言します。
- 必要に応じて、専門スタッフが作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策など、労働衛生管理に関する総合的な助言・指導を行ないます。

※申込用紙は当センターホームページの ご利用案内 ― 小規模事業場向けサービス に掲示されています。
必要事項をご記入のうえ、当該事業場所在地を担当する地域産業保健センターにFAXにてお申し込みください。
※利用回数には原則年２回までの制限があります。

ご利用は無料です

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

☐ （なし） 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
➤**転倒や怪我をしにくい身体づくり**のための運動プログラム等の導入（★）

職場３分エクササイズ
中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー

☐ 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒**バックヤード等も含めた整理、整頓**（物を置く場所の指定）**の徹底**

☐ 通路等の凹凸につまずいて転倒
➤敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸**、**陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を確認し、**解消**

☐ 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
➤適切な通路の設定
➤敷地内駐車場の車止めの「見える化」

☐ 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
➤設備、什器等の角の「見える化」

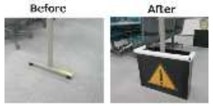

☐ 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➤転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

☐ 凍結した通路等で滑って転倒
➤従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）

☐ 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
➤**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）

☐ ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
➤滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➤**防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➤隣接エリアまで濡れないよう処置

☐ 雨で濡れた通路等で滑って転倒
➤雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は
「エイジフレンドリー補助金」を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリー補助金
中小規模事業場安全衛生サポート事業

⚠職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途

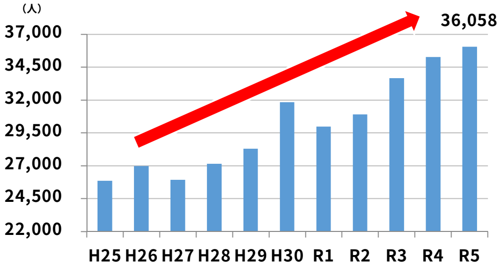

性別・年齢別内訳（令和５年）

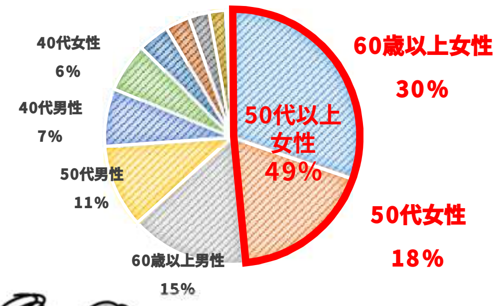

転倒災害による平均休業日数（令和５年）

48.5日
※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

➤ 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります
✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
✓ 「毎日かんたん！ロコモ予防」（出典：健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT）

➤ 特に**女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大**します
✓ **対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう**
✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」（出典：健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R6）

健康相談・面接指導　利用申込書　（R　　年　　月　　日）

事業場	（フリガナ） 事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	（男：　　　人）（女：　　　人）　（計：　　　人）
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者	職名： 氏名： 電話：　　　　FAX：
	本社情報※ （申込みが支店営業所や各工場の場合は記入）	1　事業者　2　個人事業主　3　個人事業主等への注文者 企業名　（　　　　　）　本社の有無（　有　・　無　） 労働者数　（　　　　人） 産業医数　（　　　　人） うち　総括産業医　（　有　・　無　）
相談内容 （希望するものに○）		1　健康相談（脳・心臓疾患リスク者保健指導）　（対象者　　名） 2　健康相談（メンタルヘルス不調者相談・指導）　（対象者　　名） 3　健康相談（ストレスチェック相談・指導）　（対象者　　名） 4　健康相談（その他）　（対象者　　名） 5　健康診断の結果についての医師の意見聴取　（対象者　　名） 6　長時間労働者に対する面接指導　（対象者　　名） 7　高ストレス者に対する面接指導　（対象者　　名） 8　その他（　　　　）　（対象者　　名）
地域産業保健センターの利用		□　新規（直近2年間利用無）　□　それ以外（利用実績あり）
その他連絡事項等		労働基準監督署の文書指導 【　有（R　　年　　月　　日）　・　無　】

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。（平成31年度から適用）

※ 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 副業・兼業労働者（2つ以上の事業者に雇用されている人で、いずれも「常時使用する労働者」となっていない人）の相談は、専用の申込書を使用してください。

＊下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

確認事項	チェック欄 はい	いいえ
1　全項目に漏れなく記入しています。	□	□
2　事業場は50人未満です。	□	□
3　当社に総括産業医は居ません。	□	□
4　健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	□	□
5　本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	□	□
6「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」	□	□
7（個人事業者、注文者等のみ確認）労災保険に加入している又は特別加入をしている。	□	□
8　上記に相違ありません。	□	□

※本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

従業員 50 名未満の事業場対象
　健康診断等ご担当者様

西尾市医師会健康管理センター
センター長　中澤　信
西尾地域産業保健センター
代　表　　四方　敦

《西尾地域産業保健センター利用のご案内》

　平素より西尾市医師会健康管理センターにて従業員の方々の定期健康診断および協会健保一般健康診断などを受診していただき厚く御礼申し上げます。

　担当者様におかれましては健康診断結果がお手元に届き次第、有所見者の有無を確認されることと思います。**有所見者に関しては結果を受け取り後、産業医による意見聴取が法令で定められております。**（労働安全衛生法第 66 条の 4）

【産業医による意見聴取とは】
健康診断結果の有所見内容を基に「通常勤務のままでよいか」「就業制限が必要か」
産業医に意見を求めます。（制限が必要な場合は勤務内容について指導記入があります。）
意見聴取を実施していない場合、労働基準監督署の立ち入り等があった際、指導の対象となります。**（意見聴取を実施した書類がお手元にあれば指導はありません）**
毎回健康診断結果が届き次第、産業医の意見聴取を実施するように心がけましょう。

《　産業医の意見聴取の書類作成の流れ　》

西尾地域産業保健センター（西尾市保健センター3 階）に**健康診断結果（有所見者のみ。コピー可）と利用申込書をご持参ください（事前の電話予約および FAX 不要）**
（受付時間は平日 13 時～16 時。混雑を避けるため 15 時以降のご来訪をお勧めします）

健診結果を一時的にお預かりし、意見聴取の書類完成のご連絡を致しますので引取りに来ていただきます（通常は約 2 週間程度かかります。ご承知おきください）
※往復レターパックをご用意いただければ郵送での処理も可能です（持参・引取り不要）

★ その他意見聴取書類作成以外の無料で受けられる事業★

下記は産業医等の日程調整が必要です。電話でご予約ください。

・労働者の健康管理に係る面接（メンタルヘルスを含む）

産業医による「健診結果に基づく生活改善指導」や「メンタルヘルス不調者に対する相談」

※「医学的診断」および「医療機関の紹介」は行いません

・「長時間労働者」及び「ストレスチェック結果による高ストレス対象者」に対する面接指導（労働者より申し出があった場合）

事業場提出資料に基づき、産業医による面接を行い、就業措置判断を実施

・事業場訪問による産業保健指導

① 産業医等が事業場に訪問し、保健指導・意見聴取として従業員に個別面接を行う

② 産業医や労働衛生工学専門スタッフによる職場巡視（職場環境のアドバイスなど）

《注意》

地域産業保健センターの事業は、従業員数50名未満の事業場のみ対応しております。1事業場あたり年度内2回（医師の意見聴取を含む）、個人依頼あたり年度内2回まで無料でご利用いただけます。（なお年度内3回目は受付できませんのでご容赦ください。次年度4月以降に1回目としてお申込みくださいますようお願い申し上げます）

【お問合せ先】

西尾地域産業保健センター（西尾市保健センター3階）

受付：月～金　午後1時～4時（土日祝日休み）

電話：0563-57-7700　　FAX：0563-57-1851

担当：　山﨑

メールアドレス：chiikisanpo@axel.ocn.ne.jp

中小企業事業者の皆さまへ　　令和７年度（２０２５年度）版

「令和７年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和７年５月15日～令和７年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります

<table>
<tr><th colspan="2">安全衛生対策コース名</th><th>補　助　対　象</th><th>対象事業者</th></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅰ 総合対策コース
・補助率 ４／５
・上限額 １００万円（消費税を除く）
➡ 詳細は ３ ページ</td><td>・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費
・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）</td><td rowspan="3">・中小企業事業者（詳しくは５ページ）
・１年以上事業を実施していること
・役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時１名以上就労していること
・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅱ 職場環境改善コース
・補助率 １／２
・上限額 １００万円（消費税を除く）
➡ 詳細は ３ ページ</td><td>・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">熱中症予防対策プラン
➡ 詳細は ４ ページ</td><td>・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース
・補助率 ３／４
・上限額 １００万円
（消費税を除く）
➡ 詳細は ４ ページ</td><td>転倒防止</td><td>・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）</td><td rowspan="3">・中小企業事業者（詳しくは５ページ）
・１年以上事業を実施していること
・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時１名以上就労していること</td></tr>
<tr><td>腰痛予防</td><td>・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅳ コラボヘルスコース
・補助率 ３／４
・上限額 ３０万円（消費税を除く）
➡ 詳細は ４～５ ページ</td><td>・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）</td></tr>
</table>

【注意事項】
- 補助金の交付は１年度につき１回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- 複数コース併せての申請はできません。
- コースごとに予算額を定めています。
- その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は２ページ５～６ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
一般社団法人　日本労働安全衛生コンサルタント会

総合対策コースの補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■専門家が実施します。 ■は事務センターが実施します。

リスクアセスメント関係（約１カ月：①〜③）

1. ① 事業者が交付申請書類を提出（リスクアセスメント実施計画や経費の見積等を添付）
2. ② 審査
3. ③ 交付決定

必ず③の後に開始

4. ④ 事業者が業者に発注（リスクアセスメント関係）
5. ⑤ 専門家がリスクアセスメントを実施・完了
6. ⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果書を事業者に発行

労働災害防止対策関係（約２カ月：❼〜❾）

7. ❼ 事業者が交付申請書類提出（⑥のリスクアセスメント結果をもとに、労働災害防止対策の実施計画や見積等を添付）
8. ❽ 審査
9. ❾ 交付決定

必ず❾の後に開始

10. ❿ 事業者が業者に発注（労働災害防止対策関係）
11. ⓫ 補助対象の取組（機器等の導入・工事の施工等）の実施、完了

精算関係

12. ⓬ 事業者が支払請求書類を提出
13. ⑬ 補助金確定
14. ⑭ 補助金交付

労働災害防止対策関係を実施しない／労働災害防止対策関係が不交付決定 → 「リスクアセスメント関係」のみの精算を行ってください

★ 総合対策コースの手続きは、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の２つの手続きがあり、他のコースより時間を要します。

※ 原則として「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続があります）。

※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⓬ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者に発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「❽ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

職場環境改善コース、転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■は事務センターが実施します。

約２カ月（①〜③）

1. ① 事業者が交付申請書類を提出
2. ② 審査
3. ③ 交付決定

必ず③の後に開始

4. ④ 事業者が業者に発注
5. ⑤ 補助対象の取組（機器等の導入・工事の施工・運動指導等、コラボヘルス等）の実施、完了
6. ⑥ 事業者が支払請求書類を提出
7. ⑦ 補助金確定
8. ⑧ 補助金交付

★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね２ヵ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください

Ⅰ 総合対策コース 【 対象：60歳以上の労働者】

■ **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A（10ページ目の問20）をご覧ください→

- 高年齢労働者の**具体的な**労働災害防止対策が分からない。
- リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。

事業主

- 高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。

専門家

補助対象となる取組

（ア） 専門家による、高年齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける

（イ） （ア）のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する

- （ア）及び（イ）の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は２ページをご確認ください）。
- （ア）及び（イ）の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
- （ア）のみを実施した場合も補助対象となります。

Ⅱ 職場環境改善コース 【対象：60歳以上の労働者】

■ **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入や工事の施工等）を補助します。

●具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります●

（ア） 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
  （水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から２ｍ未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 検索

（URL ttps://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf ）

転倒防止対策リーフレット

階段への手すりの設置

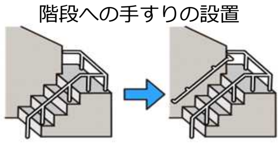

従業員通路への凍結防止装置の導入

水場における防滑性能の高い床材等の導入

（イ） 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における<u>移乗介助</u>の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における<u>入浴介助</u>の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

重量物搬送機器の導入

アシストスーツの導入

移乗介助サポート機器の導入

（ウ） 熱中症防止対策

★ 熱中症防止対策については４ページをご確認ください。

（エ） その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
★機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）
【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ **屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入**
- ◆ **屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入**

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

・体温を下げるための機能のある服や装備

・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が５年以上のものに限る）等

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

・アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー
（－20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

- ◆ **熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウエアラブルデバイス）による健康管理システムの導入**

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

- ◆ **日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入**

（１事業者につき１点まで）

Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース　【対象：全ての労働者】

■ 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

※ **専門家とは・・・**理学療法士、健康運動指導士、等

補助対象となる取組

① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける

② 専門家が、①の 結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する

③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※注意事項※

- ・**転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。**また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・**補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。**
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を１回実施後、②を３回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、**専門家との対面による実施に限ります**（**オンライン開催不可**）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、**実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきます**ので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご留意ください。

Ⅳ コラボヘルスコース　【対象：全ての労働者】

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

コース内容は、次ページへ

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

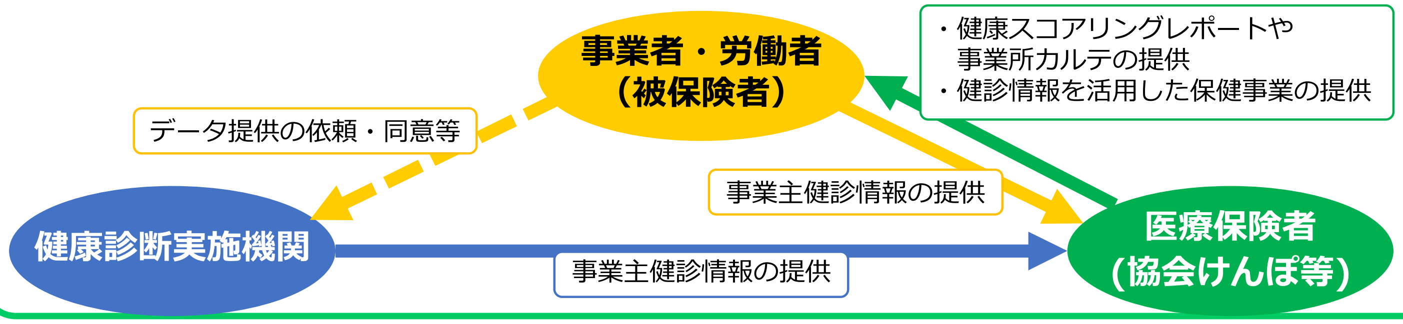

申請に当たって必要な資料

①：**医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し**

※１：申請企業・法人名の記載があるもの

※２：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、**健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書**などを提出いただく必要があります。詳細はＨＰをご確認ください。

②：**取組内容がわかる資料**

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はＨＰをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※　メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※　腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期費用のみ ・ＰＣの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの経費は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業　種		常時使用する労働者数 ※１	資本金又は出資の総額 ※１
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	５０人以下	5,０００万円以下
サービス業	医療・福祉（※２）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	１００人以下	5,０００万円以下
卸売業	卸売業	１００人以下	１億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	３００人以下	３億円以下

※１　常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※２　医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書類受付期限　令和７年１０月３１日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限　令和８年　１月３１日（当日消印有効）

➡「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）

➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるＱ＆Ａにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ　https://www.jashcon-age.or.jp）

関係書類送付先（郵送の場合）	〒１０５－００１４　東京都港区芝１－４－１０　トイヤビル５階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送または宅配便で送付ください（メールでの申請はできません） 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	**申請担当**	**支払担当**
	電　話：０３（６３８１）７５０７ ＦＡＸ：０３（６８０９）４０８６	電　話：０３（６８０９）４０８５ ＦＡＸ：０３（６８０９）４０８６
受付時間	平日１０：００～１２：００/１３：００～１６：００ （土日祝休み、平日１２：００～１３：００は電話に出ることができません） ＜8月１２日～８月１５日（夏季休暇）、１２月２９日～1月３日（年末年始）を除く＞	

参考：エイジフレンドリーガイドライン
(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)
ポイント

１.安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて２以降の対策を実施します。

２.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います　(ハード面の対策)

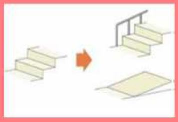

- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)

３.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)

４.高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。

５.安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

参考：職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト

エイジフレンドリーガイドライン
（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要**です。

年齢層別　労働災害発生率（休業４日以上死傷度数率）（令和５年）

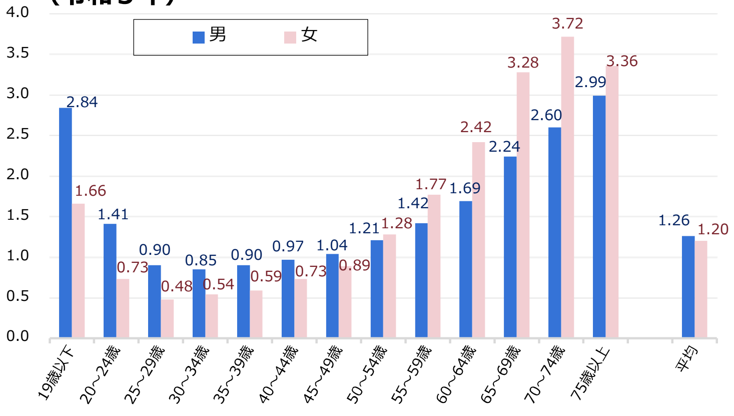

※度数率＝労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

年齢層別　労働災害による休業見込み期間（令和５年）

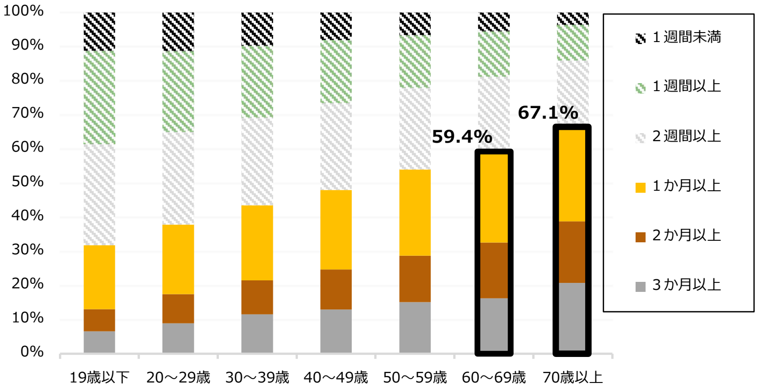

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第１号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

事業者に求められる事項

事業者は、以下の１～５について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。

体制

- 経営トップ　方針表明
- 労働者の意見を聴く機会や労使で話し合う機会
- 担当者・組織の指定
- 危険源の特定等のリスクアセスメントと対策の検討

具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク／人のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入（本質的に安全なもの）	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入（災害の頻度や重篤度を低減させるもの）
		メンタルヘルス対策(セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等） 健診後の面接指導、保健指導
		体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供 低体力者への体力維持・向上に向けた指導

ガイドラインの概要

1　安全衛生管理体制の確立

ア　経営トップによる方針表明と体制整備
- 企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- 対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- 対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます

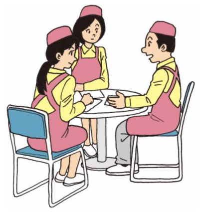

🌸考慮事項🌸
- 高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ　危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- リスクアセスメントの結果を踏まえ、２以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

🌸考慮事項🌸
- 職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- 必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

  ※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

  ※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態
- 社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2　職場環境の改善

（1）　身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

🌷対策の例🌷

通路を含め作業場所の照度を確保する

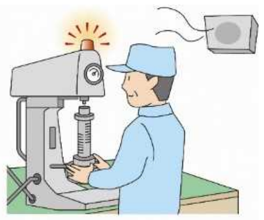

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

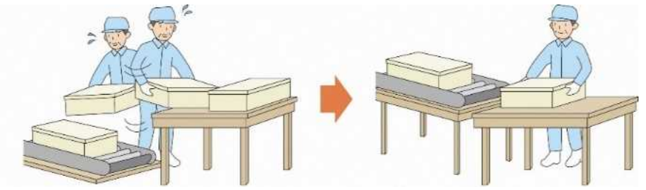

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

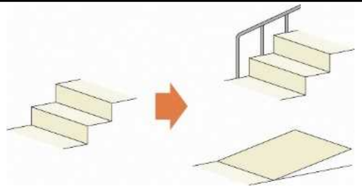

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

防滑靴を利用させる

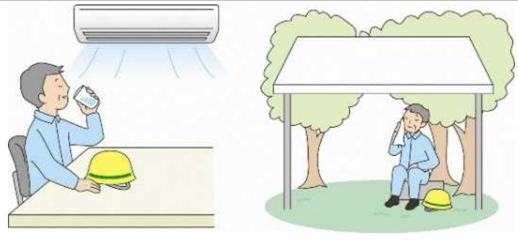

涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

例えば
戸口に
段差が
ある時

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

その他の例
- 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- パワーアシストスーツ等を導入する
- パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する

等

(2)　高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

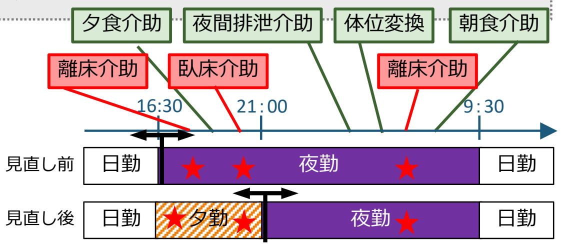

夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例

🌷対策の例🌷

<共通的な事項>
・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱な環境への対応>
・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>
・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

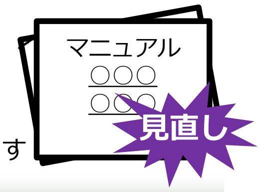

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)　健康状況の把握
・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
・その他以下に掲げる例を参考に高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

🌷取組の例🌷

・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

(2)　体力の状況の把握
・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

🌷対策の例🌷

・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

🌸考慮事項🌸

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

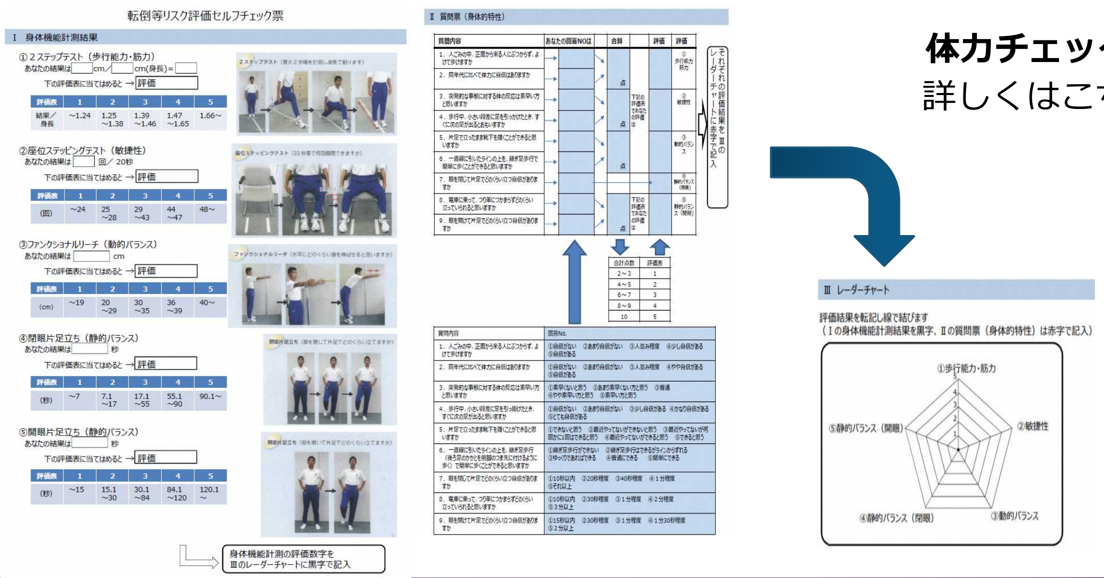

体力チェックの一例
詳しくはこちら↓

(3)　健康や体力の状況に関する情報の取扱い
　健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。
　また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

ガイドラインの概要

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)　個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます

🌸考慮事項🌸
・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2)　高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

🌸考慮事項🌸
・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3)　心身両面にわたる健康保持増進措置
・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

🌷対策の例🌷
・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画） 他

5　安全衛生教育

(1)　高年齢労働者に対する教育
・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写　真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

🌸考慮事項🌸
・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2)　管理監督者等に対する教育
・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。
個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます

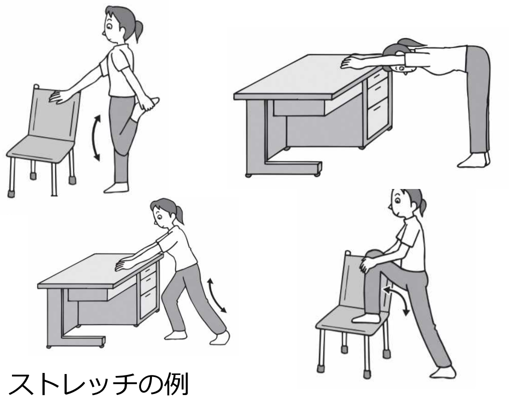

ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。